

就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）業務 の指定都市への移管や国・県との連携強化について

1 前回の部会で整理した課題について

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）の権限移譲について

- 国の方針である、これまでの取組の継続強化では、権限移譲と同程度の効果を期待することは困難であり、指定都市としては権限移譲の実現を目指して要請していく必要があるのではないかと。
- 他方、提案募集に対する国の対応等を見ると、最終目標である権限移譲までの間の当面の措置として、国及び県との連携を強化していくことも必要ではないかと。

(2) 国及び県と連携した雇用対策について

ア 一体的実施について

- 国と指定都市の間で、ハローワークについての方針が大きく異なる中、一体的実施の成果と課題の検証が行われなければ、認識のすり合わせもできず、合意形成を図ることも到底期待できないので、国はこうした検証の場を設けるべきではないかと。
- 国の予算などの都合で、必ずしも指定都市の希望する場所で実施できない場合があるため、指定都市が希望する場所で実施できるようにする必要があるのではないかと。
- 生活困窮者型の一体的実施において、2つの実施主体間での事務が煩雑になり、柔軟な運営ができないなどの課題に対応するため、希望する指定都市において、ハローワークの職業紹介・相談業務と市の業務を、利用者の立場から見て、より円滑に行えるようにする必要があるのではないかと。
- 一般型の一体的実施において、職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務が行われていないなどの課題に対応するため、希望する指定都市が、これらの業務も実施できるようにする必要があるのではないかと。

イ 一体的実施以外の国・県との連携

- 労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行うプロセス（連携調整会議の場など）を確立すべきではないかと。
- 指定都市と連携して地域の実情に応じた施策展開ができるようにするため、厚生労働本省は、労働局に十分な権限を与えるべきではないかと。
- 指定都市間で国・県と連携した就労支援の好事例を情報交換・共有し、支援の強化と国の制度の改善につなげていくことも必要ではないかと。

2 国への要請事項について（案）

(1) 基本的な認識

- ア 公共職業安定所（ハローワーク）の権限移譲を引き続き要請する考えに変わりはないが、指定都市の努力のみで権限移譲が実現することは困難であり、国や県と指定都市が連携して課題の解決を図る機運の醸成が必要である。
- イ 引き続き権限移譲を目指しながら、一体的実施をはじめとして国及び県との連携策を強化し、地方分権の受け皿としての経験値を高めるといふ、実践的な対応を続けることが重要である。

(2) 要請事項

- ア アクションプランに基づく一体的実施の成果と課題をまず検証するために、国と指定都市を含めた地方公共団体との協議の場を速やかに設定すること。
- イ 権限移譲までの当面の措置として、現行法令の枠内で、一刻も早急に住民に対する就労支援を、国・県と連携しながら充実強化するため、次の事項を改善すること。
 - (ア) 労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行う連携調整会議を定期的に開催するなどの仕組みを確立すること。
 - (イ) 地域の実情に応じたきめ細やかな就労支援を、指定都市と連携して労働局長が自らの判断で柔軟かつ円滑に進めることができるようにするため、厚生労働本省は、労働局長に予算面も含めたより大きな権限を移譲すること。
 - (ウ) 一体的実施については、より多くの対象者が利用できるようにするため、指定都市の希望する場所において早期に実施すること。
 - (エ) 生活困窮者型の一体的実施については、利用者の利便性を向上させるため、希望する指定都市において、2つの実施主体間の事務の簡素化やハローワーク業務の受託などにより、柔軟に運営できるようにすること。
 - (オ) 一般型の一体的実施については、希望する指定都市が実施業務を拡充し、職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務も実施できるようにすること。